

福岡県美容生活衛生同業組合 福岡支部運営規程

(規程の基準)

第1条 この規程は、平成20年10月に定められた、福岡県美容生活衛生同業組合同定款(以下「定款」という)第5条、福岡県美容生活衛生同業組合運営規程(以下「運営規程」という)第2章に準拠してこれを定める。

(目的)

第2条 この規程は、福岡県美容生活衛生同業組合(以下「組合」という)の定款、諸規程及び事業に関する諸決定を遵守し、業務の適正、かつ円満な運営に資する事を目的とする。

(名称及び事務所)

第3条 この支部は、福岡県美容生活衛生同業組合福岡支部(以下「支部」という)と称し、支部の事務所は、福岡市に置く。

(組織)

第4条 支部の下部組織として、地区毎に区を設ける。但し区の事情により新たな範囲や細分化、範疇を支部理事会により定めることが出来る。

(支部組合員)

第5条 支部の地域内に於いて美容業を営む者、また、生計を共にする者とする。

2 その法人を支部組合員とする。

3 資格者が、当該地域に2店舗以上の開設者である場合、その施設数の支部組合員なる資格を有する。但し、議決権は、1支部員各1個とする。

(加入)

第6条 支部組合員に加入しようとする者は、加入申込書、出資申込書、誓約書及び組合費納入のためのQネット代金回収サービス預(貯)金口座振替依頼書(以下「組合費振替依頼書」という)に加入金並びに出資金及び支部加入手数料を添えて、支部長に提出しなければならない。

2 支部組合員の加入希望者については、定款第10条の規程に基づき組合に報告し、その承認を経たのち支部組合員名簿に登録しなければならない。

3 支部加入手数料の額は、支部協議会で決める。

(脱退)

第7条 支部組合員は、定款第13条、運営規程第14条の規程に従い、脱退することができる。

(除名)

第8条 支部組合員が、定款第14条に該当する場合は、組合総代会の議決を得て、除名する事ができる。

(支部組合員の義務)

第9条 支部組合員は、運営規程第15条に基づき法令、定款及び定款に基づく諸規程並びに総会、総代会、理事会の議決事項を遵守しなければならない。

(適正化規程の遵守)

第10条 支部組合員は、適正化規程が定められたときは、これに従わなければならないしへ。

(届出事項)

第11条 支部組合員は、その氏名若しくは名称、住所又は営業を行う場所、賦課金引落し口座番号の変更及び、施設廃止をしたときは、15日以内にその旨を支部に届け出なければならない。

(支部総会、支部協議会)

第12条 当該支部に於いては、支部総会に代わり支部協議会を開催することが出来る。支部総会とは委任状を含め2分の1以上の出席により成立し、その議決は出席議決権の2分の1以上の賛成をもって決する。又、支部協議会はその出席者によって成立し、議決は出席者の過半数により決する。また、議決が賛否同数の場合は議長の票を持ち決する。